

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	平成29年 5月31日
【会社名】	株式会社サンエー
【英訳名】	SAN-A.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上地 哲誠
【本店の所在の場所】	沖縄県宜野湾市大山七丁目 2番10号
【電話番号】	098(898)2230(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 今中 泰洋
【最寄りの連絡場所】	沖縄県宜野湾市大山七丁目 2番10号
【電話番号】	098(898)2230(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 今中 泰洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番1号)

1【提出理由】

平成29年5月25日開催の当社第47期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年5月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金47円 総額1,502,279,659円

効力発生日

平成29年5月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 8,300,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 8,300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

併せて監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定として第27条（業務執行の決定の取締役への委任）を新設するものであります。

上記の条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更並びにその他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

折田譲治、上地哲誠、中西淳、今中泰洋、新城健太郎、田崎正仁を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

諸見明良、宮里啓和、野崎聖子、翁長朝常を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	262,230	13,975	-	(注)1	可決 93.90
第2号議案	275,671	534	-	(注)2	可決 98.71
第3号議案					
折田 譲治	271,966	4,237	-	(注)3	可決 97.38
上地 哲誠	275,493	710	-		可決 98.65
中西 淳	275,438	765	-		可決 98.63
今中 泰洋	275,438	765	-		可決 98.63
新城 健太郎	275,438	765	-		可決 98.63
田崎 正仁	275,438	765	-		可決 98.63
第4号議案					
諸見 明良	274,587	1,618	-	(注)3	可決 98.32
宮里 啓和	268,292	7,913	-		可決 96.07
野崎 聖子	275,888	317	-		可決 98.79
翁長 朝常	275,895	310	-		可決 98.79
第5号議案	276,033	172	-	(注)1	可決 98.84
第6号議案	276,073	132	-	(注)1	可決 98.86

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上